

# (案)

**神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画  
(2019年度～2023年度)に定める施策に関する評価書**

**神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課**

# 計画に定めた取り組むべき重点方策への取り組み、実績と課題、評価

## (1) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス特措法施行後もホームレスへの偏見や差別意識による地域社会からの排除が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重意識の高揚を図ります。

### ● ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

また、ホームレスの状況をよく知る民間団体等と連携して、地域への理解促進を図ります。

### ● 学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、ホームレスの人権に関する作品を掲載した啓発資料を作成し、社会教育施設等に配布する等、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚を図ります。

### ● ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

- ・「かながわ人権施策推進指針」の改訂（令和4年3月）

啓発冊子「HUMAN LIGHTS」の時点修正6000部発行や、各種啓発事業の実施

### ● 学校教育や社会教育における人権教育の推進

- ・「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施

- ・教職員等対象の研修の中で、ホームレスの人権をテーマとした講演を実施
- ・ホームレスの人権をテーマに盛り込んだワークを掲載した学習用教材を作成、県立学校等へ配付

- ・大学において、ホームレスの人権をテーマにした出前講座を実施予定（令和5年11月頃開催予定）

R  
1  
5  
R  
5  
年  
度  
  
取り組み実績

課題評価	今後も、ホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていく必要があることから、継続した取組みを実施していく必要がある。
------	--

## (2) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、生活困窮者自立支援制度や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

### ● 生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住居確保給付金、生活福祉資金、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、就職相談、労働相談、生活相談などの窓口の業務内容について情報の共有に努めます。

### ● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

### ● 生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

### ● 生活福祉資金貸付制度の利用促進

県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度（総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金等）について、利用を促進します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">R 1 ～ R 5 年 度</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">取 り 組 み 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内すべての生活困窮者自立相談支援機関を掲載したチラシ等を作成し相談窓口の周知を実施               <p>(チラシの配布 (枚) R1:25,000／R2:25,000／R3:10,000／R4:10,000／R5:10,000(予定))</p> </li> <li>・ 生活困窮者支援に係る情報を一元的にまとめたポータルサイト「さぽなびかながわ」を作成し、支援情報を分かりやすく発信</li> </ul> </li> <li>● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者自立相談支援機関相談窓口での相談受付を実施               <p>(県内新規相談受付件数 R1:16,523／R2:57,457／R3:38,121／R4:22,833)</p> </li> <li>・ 住居を喪失又は喪失するおそれのある方に家賃相当分の住居確保給付金を支給               <p>(県内支給決定実績 (新規) (人) R1 : 379／R2:11,909／R3:3,752／R4:1,653)</p> </li> </ul> </li> <li>● 生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時生活支援事業により、一定の住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や食事を提供しながら住まい探しや就労支援を実施               <p>(県内自治体実施率45% (令和5年7月末時点))</p> <p>(参考：町村部利用実績実人数 R1: 5／R2: 8／R3: 9／R4: 10)</p> </li> <li>・ 居住不安定者等居宅生活移行支援事業等により、不安定な居住状態にあるものに対して、住宅探しから定着までの一貫した支援を実施</li> </ul> </li> <li>● 生活福祉資金貸付制度の利用促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援機関窓口を中心に貸付の案内を実施               <p>(貸付決定実績 (特例貸付除く) (件) R1:1,544／R2:1,650／R3:1,466／R4:1,567)</p> <p>(貸付決定実績 (特例貸付) (小口、初回、延長、再貸付 合計) (件) R1:88／R2:129,504／R3:94,812／R4:13,404)</p> </li> </ul> </li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">課 題 評 価</p>	<p>終夜営業の店舗等を利用している方など、アウトリーチが届きにくい方を含めた支援の在り方の検討や自立相談支援窓口や各種の就労支援施策の情報の周知を図り、関係機関との業務内容について引き続き情報を共有していく必要がある。</p> <p>民間団体や関係機関との情報共有を図り、各種支援につなぐ取り組みを引き続き行う必要がある。</p>

### (3) 包括的な相談及び支援体制の確保

ホームレス等が安定した生活を営めるように、困窮者支援法に基づき、一人ひとりの実情やニーズに応じた包括的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方や高齢の方に十分配慮した支援に努めます。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施に努めます。

生活困窮者自立相談支援機関の支援員等、支援する立場の方に対しても研修を行うなど、支援員等の資質の向上を図ります。

#### ● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

#### ● 生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施

生活困窮者自立相談支援制度に基づき、県は市町村の巡回相談の実施状況を踏まえ、市町村との連携を図りながら、県域全体での巡回相談の実施に取り組みます。

#### ● 相談支援員等に対する研修の実施

生活困窮者自立支援制度に従事する相談員や職員向けの研修を開催し、生活困窮者の支援に携わるスタッフの資質向上とネットワークづくりに取り組みます。

また、研修の中でホームレス支援に関する項目を設け、ホームレスの現状の理解促進や支援体制の充実強化を図ります。

<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">R 1 ～ R 5 年 度</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">取 り 組 み 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援機関相談窓口での相談受付を実施 (県内新規相談受付件数 R1:16,523／R2:57,457／R3:38,121／R4:22,833)</li> <li>・住居を喪失又は喪失するおそれのある方に家賃相当分の住居確保給付金を支給 (県内支給決定実績（新規）（人） R1 : 379／R2:11,909／R3:3,752／R4:1,653)</li> </ul> </li> <li>● 生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、民間支援団体に委託し、県内のホームレスが多く起居する場所（指定都市・中核市除く）において巡回相談を実施し、食糧支援、福祉事務所への同行支援等を行った。 (巡回実績（回） R1:169／R2:141／R3:141／R4:180)</li> <li>・県は、年末年始に、主に湘南地域、県央地域、県西地域等のホームレスが多く起居する場所における巡回相談を、民間支援団体に委託し実施。 (実績（件） R1年度:106／R2年度:81／R3年度:53／R4年度:85)</li> </ul> </li> <li>● 相談支援員等に対する研修の実施 生活困窮者自立支援制度都道府県研修の実施 (延参加者数（人） R1:239／R2:82／R3:29／R4:46)</li> </ul>
課題評価	自立相談支援機関窓口や巡回相談などをとおして引き続き各種支援の周知を進めるとともに、研修等により支援に携わる職員の資質向上を図ります。

#### (4) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活のため、健康状態が悪化している場合があり、病気等により急迫した状態にある方に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。

高齢化により一般就労が困難などの理由で、生活保護を必要とする方に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、生活困窮者一時生活支援事業や無料低額宿泊所を活用した支援を行います。

女性のホームレス等にも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援を行います。

##### ● 緊急に行うべき支援の実施

巡回相談を通じて緊急的な支援を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して医療機関への入院など適切な対応を講じます。

##### ● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

##### ● 生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与（再掲）

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

##### ● 生活保護法による保護の実施

生活保護が必要と認められるホームレス等に対する生活保護の適用に当たっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して福祉事務所につなげる支援を行います。

##### ● 無料低額診療事業の活用

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

##### ● 無料低額宿泊所の活用

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとつ

てより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

### ● 女性保護事業による一時保護・自立支援の実施

女性のホームレス等については、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、女性保護事業による一時保護・自立支援を行います。

#### ● 緊急に行うべき支援の実施

- ・県は、民間支援団体に委託し、県内のホームレスが多く起居する場所（指定都市・中核市除く）において巡回相談を実施し、食糧支援、福祉事務所への同行支援等を行った。

（相談実績（指定都市・中核市除く）（回）R1:169／R2:141／R3:141／R4:180）

#### ● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

- ・生活困窮者自立相談支援機関相談窓口での相談受付を実施

（県内新規相談受付件数 R1:16,523／R2:57,457／R3:38,121／R4:22,833）

- ・住居を喪失又は喪失するおそれのある方に家賃相当分の住居確保給付金を支給

#### ● 生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与（再掲）

- ・一時生活支援事業により、一定の住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や食事を提供しながら住まい探しや就労支援を実施

（県内自治体実施率45%（令和5年7月末時点））

（参考：町村部利用実績実人数 R1:5／R2:8／R3:9／R4:10）

#### ● 生活保護法による保護の実施

- ・生活保護法に基づき、福祉事務所など関係部署と連携し適切な対応を実施

#### ● 無料低額診療事業の活用

- ・生活困窮者自立支援制度都道府県研修において、無料低額診療事業に関する講義を実施。神奈川県民主医療機関連合会が作成した制度案内リーフレットを関係機関に配付（令和5年8月）

#### ● 無料低額宿泊所の活用

- ・県は、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」への適合状況を確認し、必要な助言指導を行うため、県所管域の無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）の検査指導を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、女性・高齢者向け無料低額宿泊所の環境を改善するため、令和4年6月補正を実施し、事業者が行うトイレの改修やスロープの設置等に対する補助を実施。</li> </ul> <p><b>● 女性保護事業による一時保護・自立支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性保護事業による一時保護・自立支援を実施</li> </ul>
課題評価	<p>緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見と福祉事務所と連携を図った生活保護法による保護の実施については、今後も引き続き、事業を継続していく必要がある。</p> <p>女性のニーズを含めた、安心して過ごせる無料低額宿泊所のあり方を検討していく必要がある。</p>

## (5) 安定した居住場所の確保

ホームレス等の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援することが重要であるため、ホームレス自立支援施策を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となった場合や、無料低額宿泊所を活用し、自立した居宅生活が可能となった場合は、福祉事務所等と連携を図りながら、民間賃貸住宅情報の活用などにより、住居への入居支援に努めることで、安定した居住場所の確保に取り組みます。

### ● 新たな住宅セーフティネット制度の活用

賃貸住宅の家主から、低額所得者（ホームレス含む）等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（以下「セーフティネット住宅」という）の登録を受け、当該登録情報を広く提供していきます。

### ● 民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発

民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、自立した日常生活や居宅生活が可能となったホームレス等の入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

### ● 民間賃貸住宅情報の活用

セーフティネット住宅のほか、神奈川県居住支援協議会で行っている「かながわあんしん賃貸支援事業」による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。

### ● 生活困窮者一時生活支援事業等による生活支援

シェルター等の施設退所者や、地域社会から孤立している方に対する訪問等による見守り・生活支援により、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援（地域居住支援事業）の実施に努めます。

### ● 無料低額宿泊所の活用（再掲）

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">R 1 S R 5 年 度</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">取 り 組 み 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな住宅セーフティネット制度の活用／民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発 等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援協議会と連携し、同協議会が発行している情報誌等により、セーフティネット住宅等の情報提供に努めた。</li> <li>・居住支援に携わる市町村職員や関係団体を対象とした、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を開催した。</li> </ul> </li> <li>● 生活困窮者一時生活支援事業等による生活支援（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時生活支援事業により、一定の住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や食事を提供しながら住まい探しや就労支援を実施 (県内実施率45%) (参考：町村部利用実績実人数 R1:5 / R2:8 / R3:9 / R4:10)</li> <li>・居住不安定者等居宅生活移行支援事業等により、不安定な居住状態にあるものに対して、住宅探しから定着までの一貫した支援を実施</li> </ul> </li> <li>● 無料低額宿泊所の活用（再掲） <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料低額宿泊所144か所（うち県所管域63か所（うち女性利用可能5か所））</li> </ul> </li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">課 題 評 価</p>	<p>住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であり、また、要配慮者と接している市町村職員による支援も不可欠であるため、継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設け、制度の周知等を継続する必要がある。</p>

## (6) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている方も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

### ● 健康相談、保健指導等の実施

生活困窮者自立相談支援機関等は、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等の保健医療職（保健師等）と連携を図りながら、必要に応じてホームレスに対し健康相談等の医療的な支援を行うとともに、医療機関への受診につなげます。

### ● 医療を必要とする方への相談窓口等の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我等で受診が必要な時に、速やかに医療機関を受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

### ● 無料低額診療事業の活用（再掲）

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

R 1 S R 5 年 度	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康相談、保健指導等の実施／医療を必要とする方への相談窓口等の情報提供<ul style="list-style-type: none"><li>・生活困窮者自立支援法に基づき、巡回相談を実施。医療機関受診への支援のほか、食糧支援、福祉事務所への同行、戸籍確認や法律相談へのアドバイス等を実施 (相談実績（指定都市・中核市除く）（回） R1:169／R2:141／R3:141／R4:180)</li><li>・県は、年末年始に、主に湘南地域、県央地域、県西地域等のホームレスが多く起居する場所における巡回相談を民間支援団体に委託し実施。 (実績（件）R1年度:106／R2年度:81／R3年度:53／R4年度:85)</li></ul></li><li>● 無料低額診療事業の活用（再掲）<ul style="list-style-type: none"><li>・無料低額診療所46か所（うち県所管域10か所）</li></ul></li></ul>
課 題 評 価	高齢化や野宿生活期間の長期化に伴い身体の不調を訴える人もいることを踏まえると、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努める必要があることから、巡回相談や自立相談支援事業等による支援を継続していく必要がある。

## (7) 就業機会の確保

国や民間団体との連携・協力を通して、ホームレス等の雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所を利用している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

直ちに常用雇用による自立が困難な方や、一般就労の前に柔軟な働き方をする必要がある方に対しては、生活困窮者就労準備支援事業や認定生活困窮者就労訓練事業を活用し、段階的に就労支援を行います。

### ● 生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

### ● 国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、ホームレス就業支援事業、日雇労働者等技能講習事業などの事業と連携して雇用の促進を図ります。

### ● 事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会を通して、横浜市・川崎市、その他業界団体等と連携・協力し、ホームレス等の雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

### ● 無料低額宿泊所の活用（一部再掲）

無料低額宿泊所においては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

### ● 就労準備支援事業・認定生活困窮者就労訓練事業の活用

民間団体や社会福祉法人と連携し、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援まで計画的かつ一貫して提供します。

また、県としては、就労準備支援事業の広域的な実施と就労訓練事業の認定事業

所数の増加により、より充実した「中間的就労」の場を提供していくことを目指します。

R 1 S R 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援機関相談窓口での相談受付を実施 (県内新規相談受付件数 R1:16,523／R2:57,457／R3:38,121／R4:22,833)</li> <li>・住居を喪失又は喪失するおそれのある方に家賃相当分の住居確保給付金を支給 (県内支給決定実績（新規）(人) R1 : 379／R2:11,909／R3:3,752人／R4:1,653人)</li> </ul> </li> <li>● <b>国の事業と連携した就労支援／事業主等の理解の促進と雇用の協力要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県ホームレス就業支援協議会と連携して雇用開拓</li> </ul> </li> <li>● <b>無料低額宿泊所の活用（一部再掲）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料低額宿泊所144か所（うち県所管域63か所（うち女性利用可能5か所））</li> </ul> </li> <li>● <b>就労準備支援事業・認定生活困窮者就労訓練事業の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業県内新規相談件数 (R2:478／R3:463／R4:594) (R1年度は未集計)</li> <li>・認定生活困窮者就労訓練事業所の認定件数 (R2年度:5／R3年度:1／R4年度:5 (政令市、中核市除く) )</li> </ul> </li> </ul>
課 題 評 価	<p>神奈川県ホームレス就業支援協議会との連携により、事業主等の理解及び雇用の促進に引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>就労訓練事業所の認定申請に向けた企業等への働きかけについて、今後とも引き続き実施していく必要がある。</p>